

## 馬場孤蝶・与謝野寛の衆議院選挙立候補と雑誌『第三帝国』

— 思想・言論の自由を求める共闘 —

塚本章子

はじめに

馬場孤蝶と与謝野寛は、大正四年三月二五日におこなわれた衆議院選挙に立候補する。この選挙は、文化人が初めて多数立候補した選挙として注目された。

孤蝶と寛にとつて、この立候補は思想・言論の自由を求める闘いであり、その動機の根底に明治四四年一月に処刑が行われた大逆事件への抵抗があったことを、以前拙論で述べたことがある。そして、孤蝶応援のため、総勢八一名が執筆した『孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集』（大四・三・一一、実業之世界社、以下『現代文集』）の発刊があったことを指摘し、夏目漱石を筆頭に大勢の文学者たちが結集していることを述べた。

『現代文集』を出版した実業之世界社の経営者野依秀一は、この本の最後、『現代文集』の発行に就いて「二月十二日の夜十一時半頃、一月末迄『実業之世界』記者であつた安成貞雄氏が、社の三階に寝泊りして居る僕を訪ねて来た。（略）『愈々馬場孤蝶先生を推し立てる事になった。今日、先生の宅で、生田長江、森田草平其他の諸君に集つて貰つて相談を取り極めた。』と、記している。

その二日後、二月一四日の『東京朝日新聞』には、「孤蝶氏立候補確定」という見出しで、次のような記事が掲載されている。

予て立候補を伝えられたる馬場孤蝶氏は十二日自宅に於て生田長江、森田草平、与謝野寛、徳田秋江、安成貞雄の諸氏と相談会を開き成案立ちたるを以て、愈模範選挙の名の下に東京市より名乗を挙ぐる事となれり、運動方法は絶対的に演説と刷物配布に依り又運動費は氏の同情者たる文壇の人四十余名が新たに執筆して『馬場勝彌氏立候補後援文集』を発刊し又孤蝶氏の旧稿を刊行するの外雑誌『反響』を以て其機関誌に當つる筈なりと

孤蝶を候補として押し出したのは、安成貞雄、生田長江、森田草平、徳田（近松）秋江といった人々であり、与謝野寛も加わっていた。安成貞雄は、大逆事件の際、菅野スガの遺体を引き取っていることを付け加えておきたい。そして彼等が集う『反響』が、孤蝶立候補の機関誌となつていたのである。

『反響』は、漱石門下の生田長江・森田草平が主宰し、堺利彦などの社会主義者も寄稿している。そして、大正四年一月二三日の『萬朝報』には、「衆議院議員候補に推薦す 孤蝶馬場勝彌君 東京社会主義者有志」という三行広告が出されている。

孤蝶の立候補は、『反響』を一つの基盤としながら、文壇の「殆ど全部」<sup>(2)</sup>とも言える支持を受け、さらに社会主義者たちの推薦をも受けたものであった。

松尾尊允氏<sup>(3)</sup>は、堺利彦が自ら立候補する前に出馬させたということから、この孤蝶の立候補に注目している。そして、『反響』グループが孤蝶を担ぎ出そうとしていたことや、社会主義者たちの推薦、『現代文集』に寄稿した漱石の支持について指摘している。

だがそれだけではない。孤蝶や寛の立候補を応援する勢力として、他にも、思想界のある一派を挙げることができる。

本稿で取り上げたいのは、孤蝶、寛とともに、同じく文化人の一人としてこの選挙に立候補した茅原華山が主盟の雑誌『第三帝国』である。この雑誌は、当時多くの青年たちに支持され、「民本主義の歴史にとつてみのがすことのできぬ役割を果たした」<sup>(4)</sup>雑誌である。創刊号から個人の尊重が主張され、思想・言論の自由が訴えられている。ここには、孤蝶、与謝野晶子、その他多くの文学者たちが寄稿している。『第三帝国』には、孤蝶や寛の立候補を応援する態度が見られる。そこには、彼等を当選させることによって、思想・言論の自由を表現させたいという願いがあったと考えられるのである。

まず、『第三帝国』での、孤蝶及び寛の立候補について述べられた文章を捉え、さらに、彼等と『第三帝国』との関わりについて述べる。そして、孤蝶の「立候補の理由」(『反響』第二卷三号、大四・三・一)と『第三帝国』の主張との接点を検証する。

大逆事件以降大正のはじめ、文学界、思想界において、人々は決して沈黙していたのではない。大逆事件とそれ以降の状況に危機を感じ、

国家権力の増大に抵抗し、個人主義、人権の尊重、思想・言論の自由を求めて「闘う大正」があったのである。

## 一

『第三帝国』には、孤蝶や寛の立候補を後押しする論調が見られる。少し辿る。

孤蝶立候補の可能性は、一月に入った頃からすでに新聞で報じられている。『読売新聞』(大四・一・三)「変った候補者(一)」には、次の様に書かれている。

今度の総選挙には大分変った顔触れが数へられて居る、曰く馬場孤蝶、(略)氏の曰く「イヤ別に決定した訳では無い、何時の頃か生田長江君がやつて来てどうだ代議士にならないか、俺れが参謀長になつて活動する、(略)又徳田秋江君がやつて来て、俺れは真面目に君の政界に入らん事を希望するなど、持ち上げられたが、御承知の如く自分は何等の資産も無い貧乏者だ

一切諸君の方で持つて呉れ、ばやつても好いと答へたら、このように、孤蝶も前向きな返答をしている。

『第三帝国』第二九号(大四・一・一五)、「一月三日朝」と記された、松崎天民「人間世間」「代議士馬場孤蝶」には、右の記事を受けてであろうか、次の様に書かれている。

今朝の新聞紙は、衆議院候補者として、馬場孤蝶と尾竹竹坡の名を報じた。文士と画家が代議士になる、何だか皮肉な様な。諷刺の様な。揶揄する様な。一種の滑稽味を感じる。同時に、立候補

だけでは不可い、ほんとに代議士と為らねばいけない、「衆議院議員馬場孤蝶」の名刺を見たり「代議士尾竹竹坡」の名刺を見る様にならなければ、ウンだと云ふ様な、本真剣な気持がせぬでもない。(略)馬場孤蝶も出るが宜い、尾竹竹坡も出るが宜い、(略)世間が面白くなつて来さうだ哩。

松崎天民は、驚きつつも、孤蝶に好意的な反応を示している。

大正四年二月五日の『第三帝国』第三一号には、鈴木正吾が「稀れに見る盛会」と題して、一月三〇日、神田青年会館で開かれた、『第三帝国』の発行所、益進会主催の政治大演説会について、次のように記している。

馬場孤蝶氏壇に立てば、兄貴より偉くなれと呼ぶものあり、『裁判に関する感想』を述べて青年の奮起を促がした。内容空虚な政談演説ばかりきゝつけた僕は、孤蝶氏の演説をきいて何だか夢中に此の学者を議会に送り度いやうな気がした。ここにも、孤蝶への応援が表現されている。

また、二月に孤蝶の立候補が確定した後、文士の立候補に対して賛否が分かれ否定的な意見も表れる。例えば三宅雪嶺は、『東京朝日新聞』(大四・二・一五)「文士立候補の可否」で以下のように述べている。

然し今度立候補を伝へられた樋口龍峽やら馬場孤蝶、与謝野寛等の人達が何となく一種の滑稽味を以て見られて居るのは奈何な次第であらう、(略)然るに以上の人達が今日の一般世間から滑稽化して見られると云ふのは何うも代議士としての腕が有さうにもなく思はれるからではないか、(略)然し代議士と云ふものにならねば自己平常の主義なり理想なりを行ふ事が出来ぬとあつては

些か心細い次第と思ふ、それを行ふと云ふ自信さへあるならば必ずしも代議士に為らずとも出来さうなものだと思ふ、

こういった批判的な論調に対して、『第三帝国』には反対意見が表明される。第三三号(大四・二・二五)に二つの記事がある。まず、中村孤月「感想の一」を見る。

馬場孤蝶氏が代議士の候補に立つと、直ぐ文士が何うとか言ふ。日本のみではないが、社会は其人々の個性を認めて、一個のひとして考へないで、或る職業によつて区分せられる其分派の一人として見ることを止めない。

人間が本位ではない。職業が主なものゝ如に思ふ。まだ真に人と云ふことが解せられて居ない社会である。

次に、松本悟朗「社会評論」「文士の立候補」を見る。

此度の総選挙に就いて、馬場孤蝶氏とか、与謝野寛氏とか、坂本紅蓮洞氏とかいふやうな、所謂文士達が逐鹿場裡に打つて出るといふことに対して、世間にはいろいろの批評があるやうだ。

(略)況して文学者とか芸術家とかいふやうな国民の最も進んだ一面を形作つて居る階級が、政治界から仲間外づれになるといふやうな事は甚だ面白くない。

このように、両者ともに文学者の立候補に意義を見出し、孤蝶や寛を応援しているのである。この傾向は、選挙当日まで変わらない。更にたどる。

三月五日、中村孤月は、『第三帝国』第三四号の「相馬御風遂に馬脚を露はす」で、『読売新聞』(大四・二・二六)に書かれた相馬御風「新思想家の選挙運動を排す」に反論する。

相馬御風は、次のように述べている。

曰く馬場孤蝶氏、曰く与謝野寛氏、曰く小山東助氏、曰く茅原華山氏、曰く尾竹竹坡氏、(略) 従来主として思想家乃至文芸家として知られて来た人々であつて、今度の総選挙を機として政治界へ打つて出やうとして居る人が少からずあるやうであり、且それを非常な大事件のやうにしてワイ／＼云つて居る新聞や雑誌の記者もあり、(略) 吾々はこれ位馬鹿々々しい、くだらない事は、近年になかつたやうにしか思はれない。(略) 吾々は今の文芸界から二人や三人の代議士を出さざらぬの事を、結構な事とも喜ぶべき事とも思はぬ。(略) 思想界や学界から代議士の候補者が二十人か三十人出たからとて、そんな事は少しも日本の思想界が社会的に進歩して来た証拠などにはならないのだ。

このように、孤蝶等の立候補を手厳しく批判している。これに対して孤蝶は、次のように反論するのである。

曰く馬場孤蝶氏、曰く与謝野寛氏、曰く、小山東助氏、曰く茅原華山氏、曰く尾竹竹坡氏と少くとも五人の異つて居る人間を一列に上げて、其各人の有つて居る個性を軽視して、其人々間の差別を認めないのは何たることだ。(略) 君は二人や三人の代議士とか十人や二十人を出す位のことゝか言つて居るが君は今の政治社会を殆んど解して居ない。

二人や三人でなく、唯だ一人でも其人が真に吾々のために尽くしてくれれば、其為めに著作権問題なり、発売禁止問題なり、一日も早く我々の欲する所に近くなるのだ。

この「一人でも其人が真に吾々のために尽くしてくれれば」、「著作

権問題なり、発売禁止問題なり、一日も早く我々の欲する所に近くなるのだ。」という言葉には、『第三帝国』が孤蝶を応援した一つの大きな理由が表れているのである。

孤蝶自身、先ほども挙げた『読売新聞』(大四・一・三二)「変つた候補者(一)」の後半部分で、記者に対し次のように語っている。

予算も鉄道も勿論大切である然し文学も決して等閑に附す事は出来ないのである、先日も友人と一緒に笑つたのだが、内務省の検閲係が「昆虫社会」と云ふ雑誌を検閲して、その社会の文字が不遜だと云ふので朱線を附して上官の許へ廻附したと云ふ話がある、社会の文字が何で不遜か、彼れ等は社会と云ふ字は社会主義の意味にのみ用ゐられるものと思つて居る

斯る迂愚淺識の徒輩に文学を取り締られてどうする積りか、自分は是非此の方面から一つ更めて行き度い希望を有して居る、又自分は今度の増師問題などに就ても国民は常に反対すべきであると云ふ意見を有つて居る、

孤蝶にとつて、文学に対する取締りは、立候補の理由として最も重要な問題であつた。このことについては、次章で述べることとする。

また、三月二〇日の『第三帝国』第三五号、浅海蠻塊「大馬鹿者華山を推す」を見る。

黒人を社会の各方面から駆逐して失へ。さうすれば社会は危なかつかしいものになるかも知れぬ代りに今些し活々とした真剣なものになるのだ。此意味に於てぼくは華山氏の当選を渴望して止まぬ。

文士だの画家だのが候補に立つたことを兎角、野次半分に見たがる奴等が多いやうだ。(略) 馬場氏や、与謝野氏やその他の面

々は代議士として、些くとも中流以上に行ける。只戦さへ真剣で熱烈であれば好い。

それでも動かぬ国民は馬鹿だ。

ここでも、華山に加えて孤蝶・寛を応援する態度が見られる。

『第三帝国』は、主盟である華山とともに、孤蝶や寛を応援している。その背景には、孤月が述べるように、そして孤蝶自身が第一に挙げているように、発禁問題への危機感や、思想・言論の自由を求める思いがあったのである。

## 二

孤蝶は、立候補以前からしばしば『第三帝国』に寄稿し、また前章に挙げた記事に見られるように益進会の講演会で演説するなど、両者は親しい関係にあった。この『第三帝国』で、孤蝶は思想・言論の自由をしばしば訴えている。以下に見ることとする。

大正三年二月一日、『第三帝国』第五号に「疑問」と題された文章が掲載されている。

斯くくの方法を以つてすれば、救はれるに違ひ無いといふ説を、吾々は聞くことがある。然し、政府及び、所謂る世の有識者なるものは、さういふ説を、頭から、危険思想だとか、革命思想だとか、云つて、斥けて了まう。

然し、今の状態を救はうといふ、一切の努力、一切の考案が、皆間違つて居るといふのなら、その他に明かな名案を提出して貰はへるものか。或は、この状態は何うしても救へ無いのだから、

諦めるといふ確乎たる説明を為て貰はへるのでもなければ、吾々は納得し得られ無い。

孤蝶は、社会主義を擁護しているのである。

また、同年五月一日、『第三帝国』第一〇号では、「大隈内閣に望む」という記事のなかで、「青年の時代を待たん」と題して、次のように述べている。

次には所謂時事を論ずる定期刊行物から保証金を取る事は止めて貰ひたい。僅かの金ではあるが間接に言論発達の進歩を妨げる事がないとは言へぬ。(略)次に我々筆で立つて居る者に直接かゝつて来る事は発禁禁止である。私は理想をいふと発禁禁止などは全然やらぬ方が良いと思ふ。(略)一体発禁禁止が今日の無知な無理解な役人共の手加減で行はれるなどは実に寒心の至りである。彼等は今日の若い人達の理想とか生活とかいふものを全く解し得ないのである。故に彼等が発禁禁止をやれば、それは必らず文明の進歩を妨げるやうな有害な禁止をやるに決つて居る。(略)それから国防の問題だが、私は軍備縮小をやつて貰ひたいと思ふ。孤蝶は、定期刊行物から保証金を取る制度、即ち新聞紙法の条項や、発禁禁止処分など、言論の自由を妨げる仕組みを批判し、続けて軍縮も訴えている。

さらに、同年九月一六日、『第三帝国』第一九号「病床漫話」では、第一に先づ国民の自由を重んずる考、殊に思想や言論の自由を重んずる考が、少しも増して居ない。(略)大抵の新しい思想は、皆んな所謂危険思想に見えるかも知れない。(略)一種の逆賊であつたかも知れない。(略)少しく毛色の変つた思想を見ると、

よく查べもしないで、勝手に危険思想などといふ名を付けて圧迫を加へるのは、甚だ宜しくないことである。(略) 政府が危険思想を作り出すのである。

と述べ、危険思想と名づけて圧迫を加えることを批判している。

こういった孤蝶の言葉には、大逆事件への激しい反発が伺える。

このように、孤蝶は『第三帝国』に思想・言論の自由を訴える文章を寄稿し続けている。第四章で述べるが、このあたりに、孤蝶と『第三帝国』との接近の一つの大きな理由があったと考えられるのである。

ここで付け加えておきたいのは、寛と『第三帝国』の関係である。寛の文章は見られないものの、晶子が『第三帝国』に掲載した文章がある。まず、大正三年七月一日、第一四号「感想一篇」より挙げる。

ちがった素質を持ち、ちがった発達をして行く個人が集まつて雑居して居るのに、其れを一人や二人の思想で律したり、また其等の個人個人の思想の総和と云ふやうなものを抽象して、其れを定規にして個人を批評したりすることは無理である。(略) 現代の人は皆自己を持つて居る。(略) 皆ますます真の個人とならうとして居る。

晶子もこのように個人の尊重、思想の自由を主張していることに注目しておきたい。

また、大正四年三月五日、第三四号には「華山氏の立候補を聞きて」と題し、「老いたるが新しき人かくばかり国を思ふとおどろくを見む」という歌を載せている。晶子は寛の立候補を支え資金集めに奔走するのであるが、このように華山に対しても応援する歌を寄せている。

間接的ではあるが、寛も『第三帝国』と近い関係にあったと言える

のである。

### 三

孤蝶、寛、そして晶子が接近した『第三帝国』とは、どのような主張を持つ雑誌なのか、少し確認したい。『第三帝国』は、茅原華山と石田友治が中心になって創刊し、一つの先駆けとして民本主義を牽引した雑誌である。

ここで少し、華山と幸徳秋水の関係について触れておきたい。茅原健氏によれば、華山は国民英学会で秋水と同窓で、机を並べていたという。華山は、

幸徳秋水とは頗る懇意であつた。それはお互に漢詩を作る為めであつた。社会主義ではあつたが、その詩には大分帝国主義的のものがあつた。幾度も余の下宿に遊びに来たこともあつた。何うしても説が合はない。(略) 余が渡米の途上、伊予丸の記念帖に海外漫遊に関する述懐の七律を書いて置いた。後、幸徳が同船にて渡米するに際し、余の詩に次韻して、それを同じ記念帖に書き残して(10)いた。それが今郵船会社に保存されてあるといふことだ。

と書き残している。政治的立場は異なるが、漢詩仲間として深い親交があつたのである。

華山もまた、大逆事件で秋水が処刑されたことに衝撃を受けたはずである。その衝撃の延長上に『第三帝国』創刊があつたと見ることも出来るのである。

話を戻す。『第三帝国』の主な主張として、帝国主義批判、個人主

義、思想・言論の自由、普通選挙などが挙げられる。

大正二年一月一日の『第三帝国』創刊号冒頭に掲げられた益進会同人「志を述ぶ」を見ると、『第三帝国』の名は、ヘンリック、イブセン及パウリ、フリードリツヒの劇に取れり。」「第一の帝国は霊の帝国、第二の帝国は肉の帝国、第三の帝国は霊肉一致の帝国なりとは、是れ泰西に於ける先達の理想なり。」と、その名の由来が述べられている。そして、次のように書かれている。

吾人は明に白す、吾人は「大日本主義」にあらず、吾人は実に「小日本主義」を把持するものなり、故に吾人は帝国主義に反対す、故に吾人は個性中心主義を主張す。(略)吾人は乃ち此に生の飛躍を試み、国家の旧組織を打破して、更に新なる第三帝国を創造せんと欲するものなり、(略)第三帝国は日本人の生命力が飛躍活動して、個性の価値と權威とを樹立扶植したる結果ならざるべからず、故に吾人は国家それ自らを始め国家の各機関を生活化せざんば止まざらんと欲す。

このように『第三帝国』は、帝国主義への批判から「小日本主義」を提唱し、「個性中心主義」を主張し「個性の価値と權威を樹立扶植」することを、理念として掲げて出発しているのである。

さらに、『第三帝国』は普通選挙を求めている。第二号(大正二年一月一日)では、植原悦次郎「普通選挙論」に、「立憲政体である以上、たとへそれが形式的立憲政体であるとしても、国民は当然政権に参与し、或は政権を左右する権利を有してゐるものである。」とある。この動きは続き、大正三年一月二五日第二五号、益進会同人「同志諸君！普通選挙運動に就て」では、「我等が一度傲を天下に飛ばし

て、普通選挙制度実現の運動を起さんことを提議するや、真面目なる同志は翕然として此大主張の旗下に馳せ参じ、将に都鄙相呼応、猛然として人間の行進曲を奏せんとするに至つたのは、帝国憲政の爲めに慶賀至極といはねばならぬ。」と書かれている。

孤蝶が立候補に際して発表した「立候補の理由」を辿ってみる。まず、「民族の興隆は、その民族の原子たる各個人の充実せる活動に俟たなければならぬ。」として、個人を基礎とする政治が訴えられている。そして、「予等は選挙権の大拡張を要求し無ければならぬ。」と、「国民の大多数」への選挙権拡大が要求されている。これらは、右に挙げたように、『第三帝国』の主張に重なるのである。

続けて孤蝶は、帝国主義批判を交えつつ、軍備縮小と兵役短縮及び二個師団増設反対を述べ、人民の権利を尊重しない裁判官・警吏の更正を要求する。さらに思想・言論の自由を掲げ、治安警察法の撤廃、新聞紙法の打破を訴えている。そして国費節減を求めている。

これらもまた、『第三帝国』の論調とかなりの部分で共鳴しているのである。以下に、思想・言論の自由、裁判制度への批判、軍備縮小について、孤蝶「立候補の理由」と『第三帝国』の主張を、順次対比し検証していくこととする。

#### 四

まず、先に述べたように孤蝶自身も重視していた思想・言論の自由について見る。『第三帝国』創刊号には、「主張」として、思想・言論の自由が強く訴えられている。浮田和民は、「言論の自由なき日本」

という題で、「然るに日本に於ては、立憲政治の文明国と称しながら、  
 事実は野蛮国の如く、言論印行の自由を束縛し、束縛さるゝことを以  
 て尋常茶飯事となしてゐる」、「吾国の言論の抑圧束縛せられてゐる  
 ことは実に久しい、今に於て之を改めずんば如何なる弊害の起るも計  
 り知れぬ、」と記している。

浮田和民は、かつて大逆事件の処刑が行われた直後に、主幹をつと  
 めていた『太陽』に「社会主義及び無政府主義に対する憲政上の疑義  
 (一)、(二)」（第一七巻四、六号、明四四・三・一、五・一）を發表  
 し、政府を批判している。<sup>(12)</sup>彼の中にも大逆事件の残像があるのである。  
 話を戻す。同じく創刊号の、島中雄三「言論の自由と独立思想」に  
 次の文章がある。

言論の自由といふ項目が日本の憲法に編入されて居るのは、蓋し  
 惟んみるまでもなく、的切り何かの行違ひであつたらうと僕は考  
 へる。(略)内務省の俗吏は、流石に俗吏だけに能く気が付いて、  
 憲法の明文は明文として置きながら、事実に於て遠慮会釈なく、  
 此の自由の文字を塗抹して居るから感心なものだ。

このような思想・言論の自由の要求は、『第三帝国』誌上、重要な  
 問題として訴え続けられていく。さらに挙げる。第一〇号(大三・五  
 ・一)において、高安月郊は、「我に思想の自由を与へよ(大隈内閣  
 に望む)」で次のように述べる。

僕の立場としては政治上の自由よりも何よりも先づ思想の上の  
 自由を与へて貰ひ度い。一体思想といふものは自由なものであり  
 又自由であるべき筈のものである。のみならず思想は絶へず進歩  
 發展するものであり又絶へず進歩發展すべき筈なものである。此

れを圧迫しやうとするなどは実に愚な事だ。愚な事である許りで  
 なく、出来ない事だ。

それを無知無識なる役人共が分りもせずに発売禁止などやるの  
 は実に以ての外な事で、一体彼等がそんな事をする権利があるも  
 のか何うかを疑はざるを得ぬ。(略)一体政府といふものはそれ  
 程非常な権利を持つてゐるものだらうか。

彼も、政府の文学や思想への干渉、発売禁止に抵抗している。

『第三帝国』自体もまた、大正三年八月、第一七号が発売禁止とな  
 る。それは、大杉栄の文章を掲載したことが主な理由だったと推測さ  
 れる。石田友治は、この処分理由と、抗議を、『第三帝国』第一八  
 号(大三・九・一)、「本誌前号発売禁止の理由に就て」に記している。

そのなかで、大杉栄「欧洲の大乱と社会主義者の態度」や、読者寄  
 稿中の白井公郎「増師と生活」の一文などが理由に挙げられている。  
 さらに石田は、浮田和民の「英米ではよしそれが危険思想であつたと  
 しても之を抑圧するのは反つて危険で、之を漏させる方が危険がない  
 と信じられて居る。」という言葉を紹介している。

『第三帝国』第二〇号(大三・一〇・五)には、その浮田和民が「思  
 想言論の自由開放」を掲載する。

胸中に抱く不平は言つてしまへば晴れるのだが、之を危険思想だ  
 といつて發表させぬことになると、その結果は一層悪い。どうせ  
 口で言へぬから行ひに不平を現はさうとかゝる。例へば、社会主  
 義といふものにしても、彼等のいふところは今日直ちに実現する  
 ことは出来ぬ。けれども、彼等の主張するところの半面は確かに  
 傾聴すべきものである。決して危険思想の名の下に圧迫を加ふべ

きではない。

このように、当時強化されていく発禁処分に自らも苦しめられながら、『第三帝国』は、思想・言論の自由について、一貫した態度を示しているのである。

孤蝶は「立候補の理由」の中で、次のように述べている。

民意に因つて動かさるゝことを厭ひたる歴代の政府は、人民の思想の自由をば好ま無かつた。(略) 治安警察法は、学生、生徒及び女子には、政談を聞くだけの権利をさへ奪つて居る。(略) 斯の如き、民権に対する局限は、国民の威厳の上よりして、速に撤廃すべきものである。

民権の勃興、国民の自覚を恐れたる歴代の政府は、新聞紙条例中に、保証金を納むるに非ざれば、定期刊行物中に於て時事を記載することを得無いといふ条項を設けて、民権の勃興を妨げて居る。(略) 予等は、言論の自由に対する此の障壁をば打破し無ければならぬ。

国民の内的生活とは、何等の交渉も無かつた歴代の政府は、国民の心的発達に対しては、何等の理解をも持つて居無い。彼等は、我新興の芸術が、国民の思想の発展と如何なる関係になつて居るかを、更に知らぬ。彼等は、七八十年以前の人の如き頭脳を以つて、頑冥の取締を我芸術の上に加へて居る。予等は、彼等の無理解なる所謂取締りなるものを妨げる設備をし無ければならぬ。孤蝶もやはり、思想・言論の自由を主張し、治安警察法の撤廃、新聞紙法の撤廃を訴えているのである。<sup>(13)</sup>

この点において、孤蝶と『第三帝国』は強く結びつき、共闘する関

係にあったのである。

## 五

次に、裁判官、警察官に対する批判について述べる。この点においても、孤蝶と『第三帝国』には一致する点が見られるのである。

『第三帝国』第四号(大三・一・一〇)「人権伸張論」のなかで、江木衷は「日本に人権なし」として次のように述べている。

こゝに於てか裁判官の自由裁量の権限が非常に拡大せられ、人権なるものは法律上に於て明らかに認められてゐないことになつたのである。(略) 新刑法は裁判官の自由に罪を裁量し得る範囲を甚しく拡大して、(略) 人権の蹂躪せられ居ること実に甚しいものである、否人権の蹂躪せらるゝにあらず、始めから日本には人権がないのである。

この結果はどうであるか、人民は全く意志のなきものとなり、何でも官僚のなすがまゝに屈従し、人々皆卑屈となり奴隸的となり、自分の意志をどこまでも貫徹すると云ふが如き元氣と実行力が無くなつてゐる、

江木は、裁判官の権限拡大によつて人権が蹂躪されていると、憤慨している。

江木は、大逆事件の後、明治四四年三月一日の『日本及び日本人』第五五三号に掲載された「大逆事件と南北朝正閏問題」江木衷氏曰く「に、次のように述べている。

人間の智力は限りあるものだ、而して裁判官も亦た普通の人間で

ある以上、決して一点の過失なしとは信ぜられぬ、(略)既に裁判の判決があつた以上は、最早兎や角云ふのではないが、併しアレ文だけの判決文では、果して真正の事実を認定し得たものであるか、ドウであるかと云ふの疑問は何人の頭上にも浮ぶであらう、此疑問は当然歴史上の疑問、即ち攻究事項として後世に遺る筈である。(略)併しながら這回の大逆罪は我国有史以来未曾有の大事件ではないか、国民がドウして之れを忘れられるものであらう、若し之れを忘れる様な国民となつた時は、即ち我國民の特性はなくなつた時である。(略)是れは必らず歴史上の疑問として後世に遺り、後世史家の公正なる判断を待つべきものである、といふこと丈けを今日は云つて置く。

このように、大逆事件直後にその裁判に疑義を表明した江木にとつて、先の論もまた、事件以降継続してきた裁判制度への批判であるといえよう。

孤蝶も裁判制度を批判しており、『第三帝国』には、その孤蝶に賛同する意見が載せられている。少し見る。

先にも挙げたが、『第三帝国』第三一号(大四・二・一五)「稀れに見る盛会」には、「馬場孤蝶氏壇に立てば、(略)『裁判に関する感想』を述べて青年の奮起を促がした。内容空虚な政談演説ばかりきつた僕は、孤蝶氏の演説をきいて何だか夢中に此の学者を議會に送り度いやうな気がした。」と、孤蝶への賛同が書かれている。

孤蝶が、当時裁判についてどのような考えを持っていたかは、同時期に書かれた評論から探ることが出来る。『第三帝国』第三二号(大四・二・一五)に掲載された「裁判と人権」で、孤蝶は次のように述

べている。

今日の裁判は全くビジネスライクである、器械的である。そして又彼等裁判官なるものゝ心行きにも甚だ感服の出来ない点がある。彼等は罪人を作るのが自分の商売で、もあるやうに考へて居る。(略)彼等には何うも人権を重んずる風が甚だ欠けて居る。彼等は法庭に立つ人間に対しては、予めこれを罪人にして丁つて居る。一個の人間として此れを見て居ない。(略)何事に就いても官吏達のすることをよく監視し、監督して行くやうにしなればならない、(略)人民が黙つて居るやうでは、余りに心細い話であると思ふ。

さらに孤蝶は、「現今の裁判を難ず(評論)」「『反響』第二卷二号、大四・二・一)でも、刑罰の目的の一つに「未発の犯罪に対して威嚇を行ふ」ということがあると述べ、次のように非難している。

人権といふ問題、公正といふ問題を別にすれば、模倣者の多く出さうな傾の明かに見えてゐる犯罪の場合などには、眞の犯人を探して手間取つてゐるよりは、少し疑はしい位の被告人をその犯罪者にしてしまつて、それを刑罰して未発の犯罪を威嚇した方が、政略上手つ取り早い方法であるかも知れない。すなはち社会とか国家とかいふものの為に、個人を犠牲に供する場合であるのだ。ここには、大逆事件裁判への痛烈な批判が込められていることを以前述べたことがある。孤蝶は、裁判のあり方が人権を蹂躪していることを訴え続けているのである。

『第三帝国』第三三号(大四・二・二五)には、中村孤月が「文芸評論」「馬場孤蝶氏の『現今の裁判制度』」と題して、賛意を表明し

ている。

反響の馬場孤蝶氏の「現今の裁判制度（さだめ）を難ず」は、今日の如きな裁判制度は甚だ不完全なもので、被告の生活などは少しも知つて居ない警察官とか裁判官とかいふ者が、たゞ又聞きの実事によつて、其者に罪が有るか無いかを定めるのは如何に危険であるかを言つて居る。（略）今日の裁判制度に孤蝶氏の言つた如き危険の多いことは事実であらう。

このように、孤蝶の裁判制度に関する見解は、『第三帝国』誌上で注目され、賛同されていたのである。

こういった裁判制度批判、人権意識においても、孤蝶と『第三帝国』には接点がある。

孤蝶の「立候補の理由」には、次のように述べられている。民意を顧み無かつた歴代の政府の治罪保安の方法は、裁判官は勿論、下級の警吏にまで、絶対の権力を与へて、更に人民の権利を尊重して居らぬ。彼等が、職務上如何なる過失を為すも、如何なる誹謗を為すも、それに対して、責任を負はしむる国法は一も設けられて居らぬ。（略）予等は、如上の国法と制度とを設けて、彼等治罪保安に従事する官憲の精神をば、更正せざるべからず。この点においても、孤蝶の立候補は『第三帝国』の応援を受けていたと言えるのである。

## 六

次に、軍備縮小、二個師団増設反対、国費節減などについて見る。

『第三帝国』第四号（大三・一・一〇）「大なる終りと大なる始め」

で、華山は、「朝鮮を取つた事は日本に百年の禍根を残したものと思ふてゐる」とし、「日本の海陸軍は全く国民的基礎の上に立つて居らぬ」と指摘する。そして、「先づ二箇師団を増設するのだといふが、（略）陸軍が独断で日本の国防の方針此に在りと極めて、そして真向から国民に向つて必要な金を出せ必要な兵士を出せといふのは、（略）実主客転倒の至りではないか」と述べている。さらに、「若し国民が大陸軍を以て其生活の必要条件と認めなかつた日は、徴兵制度を廃して志願兵制度にするも決して不都合はない」、「我等が多年唱導したる陸軍縮小、若しくは徴兵制度廃止、志願兵制度採用が実現される、これが私の所謂根本的減税だ。」と訴えている。

華山は、「陸軍縮小」、「徴兵制度廃止、志願兵制度採用」を主張しているのである。

また、西本国之輔は、「兵役改革」（『第三帝国』第一六号、大三・八・一）で、「吾人は我國民が血税を払ひ過ぎてゐると叫ばざるを得ない、二年兵役は長過ぎる、（略）そこで余は血税の減税を要求する即ち現役を一年にせよといふのだ」と述べて、「血税の軽減」即ち兵役の半減を求めている。

孤蝶が立候補を表明する頃には、陸軍拡張のための二個師団増設が大きな議論となつていた。前田福一「國民は悉く増師に反対なり」（『第三帝国』第二五号、大三・一一・二五）は、次のように述べている。

大隈内閣は陸軍拡張の必要を認めて来期第三十五議會に於て二個師団増設案を提出する事に決定した、我等は今よりして、大いに反対の叫びを為さねばならない。（略）国防は必ず財力を要す

る、日本が陸軍を拡張し海軍を拡張し尚鉄道、港湾、河川を皆立派なものにする事に就て誰しも異議をいふものはないが然しながら日本は勿論そんなに財産家ではない。

彼は、財政面から、二個師団増設に反対している。

孤蝶の「立候補の理由」にも、次のように述べられている。

何れの国に於ても、兵備の過大は、好戦の欲望を促進し、往々、為政者をして、帝国主義の空想に酔はしめ、無名の師を興さしむるに至るのである。民意に基づかざる政府を有する国に於ては、この危険は、殊に大きいのである。

故に、予等は、陸軍軍備の縮小に努力すると同時に、兵役年限の短縮を為して、血税の負担を軽からしむることを期さなければならぬ。

況や、現下の懸案たる二個師団増加の問題の如きは、予等に取つては、全く問題にならぬ。(略)これ唯国財の空費に過ぎ無い事柄である。

海外の大国と兵備の増大を競はんには、殆ど底止するところは無い訳である。(略)予等は、増師の問題に対しては絶対に反対である。

孤蝶もまた、「軍備の縮小」、「兵役年限の短縮」による「血税」の軽減、二個師団増設の反対を訴えているのである。

この点にも、孤蝶と『第三帝国』の接点が見られるのである。

## おわりに

大正四年三月におこなわれた衆議院選挙に立候補した馬場孤蝶を支持していたのは、『反響』のグループ、『現代文集』に寄稿した作家たち、社会主義者たちだけではない。雑誌『第三帝国』に集った人々もまた、孤蝶を支えていたのである。

孤蝶と『第三帝国』は、個人の尊重、選挙権拡大、思想・言論の自由、軍備縮小と兵役短縮、二個師団増設反対など、多くの点で接点を持つている。

特に思想・言論の自由は、孤蝶と、その立候補を支持した人々にとって、大逆事件以降、検閲や発禁処分が強化されていくなかで、抜き差しならぬ問題であった。

『第三帝国』は民本主義の先駆けであり、孤蝶の立候補は大正デモクラシーの影響を受けたものであったということも出来る。だがその奥底には、大逆事件への痛切な抵抗が潜んでいるのである。

孤蝶が立候補する動機の根底に、大逆事件への衝撃があったことを以前述べた。本論で述べてきたことを、ここに加えたい。孤蝶を推した堺利彦は幸徳秋水の盟友であったし、安成貞雄も菅野スガの遺体を引き取っている。そして、『第三帝国』を創刊した茅原華山も秋水と漢詩仲間として親密であった。『第三帝国』で思想・言論の自由を主張し続けた浮田和民は、大逆事件の処刑がおこなわれた後、『太陽』に事件を批判する評論を掲載している。『第三帝国』に裁判制度批判を掲載した江木衷も、事件後『日本及び日本人』に大逆事件裁判への批判を掲載しているのである。

江木は先に挙げた文章の中で、事件について、「国民がドウして之れを忘れられるものであらう、若し之れを忘れる様な国民となつた時

は、即ち我國民の特性はなくなつた時である。」「是れは必らず歴史上の疑問として後世に遺り、後世史家の公正なる判断を待つべきものである、」と述べている。まさにこの言葉にあるように、事件を忘れられなかった人々が、事件の残照のなかで、大正のはじめに、個人の尊厳、選挙権拡大、思想・言論の自由、裁判制度の公正、軍備の縮小などを求めて闘っていたのである。

選挙の結果は、孤蝶、寛、華山、全て落選であつた。そして華山落選後『第三帝国』は、主張を大きく転換させ、やがて茅原華山派と石田友治派とに分裂していくことになる。

だが、孤蝶と寛の立候補は、文壇の「殆ど」ともいえる作家たち、『第三帝国』に加わっていた思想界の人々、社会主義者たち、といった大勢の人々の思想・言論の自由への願いが託されたものであり、大逆事件とそれ以降の状況に対する闘いだったのである。

- 注 (1) 「晶子と寛、大逆事件の深き傷跡―(新資料) 沖野岩三郎宛、晶子紀州旅行の礼状―」『日本近代文学』第七七集、二〇〇七・一一、「馬場孤蝶と与謝野寛、大正四年衆議院選挙立候補―大逆事件への文壇の抵抗―」『近代文学試論』第四八号、二〇一〇・一一
- (2) 野依秀一「『現代文集』の発行に就いて」『現代文集』大四・三、実業之世界社)に「原稿が集まつたのを見ると、文壇の名家八十氏の作品が揃つて居る。安成君や和氣君に聞くと、今度の様な企てに対して文壇の殆ど全部が賛同したのは、空前であると云ふ。」とある。
- (3) 『大正デモクラシー』(二〇〇一・六、岩波現代文庫)
- (4) 大杉栄「茅原華山論」『中央公論』一九一五年(二月号)に、「雑誌『第三帝国』は民主主義で打つて出た。それに多少の社会主義的色彩すら混えられてゐた。帝国主義と軍国主義との横暴に反動して、

又諸種の抽象的新思想の勃興と政治的及び社会的の出来事とに刺戟されて、何等かの具体化された新思想を渴望してゐた青年等は、争つて此のいかにも元氣のよささうな『第三帝国』に投じた。『第三帝国』の門出の景氣のよさは、あの種類の雑誌としては、実に十数年前の幸徳と堺との『平民新聞』以来の事であつた。(略)『第三帝国』は、新しい意味での自由民権の、寺子屋程の役目は勤めた。」とある。

- (5) 松尾尊兌、注3に同。
- (6) 『読売新聞』(大四・一・三)「変わった候補者(二)に孤蝶が、翌日「変わった候補者(二)」に尾竹竹坡が取り上げられている。
- (7) 同記事後半には、内田魯庵の好意的な意見が載せられ、賛否併記されている。
- (8) 新聞紙法第一二条に「時事ニ関スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官庁ニ保証トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非レハ之ヲ発行スル事ヲ得ス」とある。
- (9) 『民本主義の論客 茅原華山伝』(二〇〇二・一二、不二出版)
- (10) 「西多摩に遊ぶ」『内観』第一三二号、一九三二・三
- (11) 孤蝶は新聞紙条例と呼んでいるが、明治四二年に新聞紙法が制定され廃止となつた。
- (12) 浮田は、「不幸にして従来社会主義に対する政府の取締りは常規を逸し立憲国に於て有るまじき迫害の行為に涉り、(略)遂に今回の大逆事件を惹起した次第である。」と述べ、さらに「他人の権利自由は我が権利自由であるから立憲国民たらん者は相互に各自の権利自由を擁護し、又政府も憲法上の権限を守り人民の権利自由を尊重し之を保護するの義務がある。」としている。
- (13) 与謝野寛の「与謝野鉄幹氏の宣言」『大阪朝日新聞京都付録』大四・三・九)にも、「(一)憲法に由て得たる全日本人の自由を実現する為に、出版法条例、新聞紙条例、政法法、治安警察法等の改廃を実行すること。」とある。
- (14) 「馬場孤蝶と与謝野寛、大正四年衆議院選挙立候補」注1に同。

(つかもと あきこ、甲南大学文学部教授)